

丹波市における中学校部活動の地域移行（展開）基本方針

【案】

令和7年〇月

丹波市教育委員会

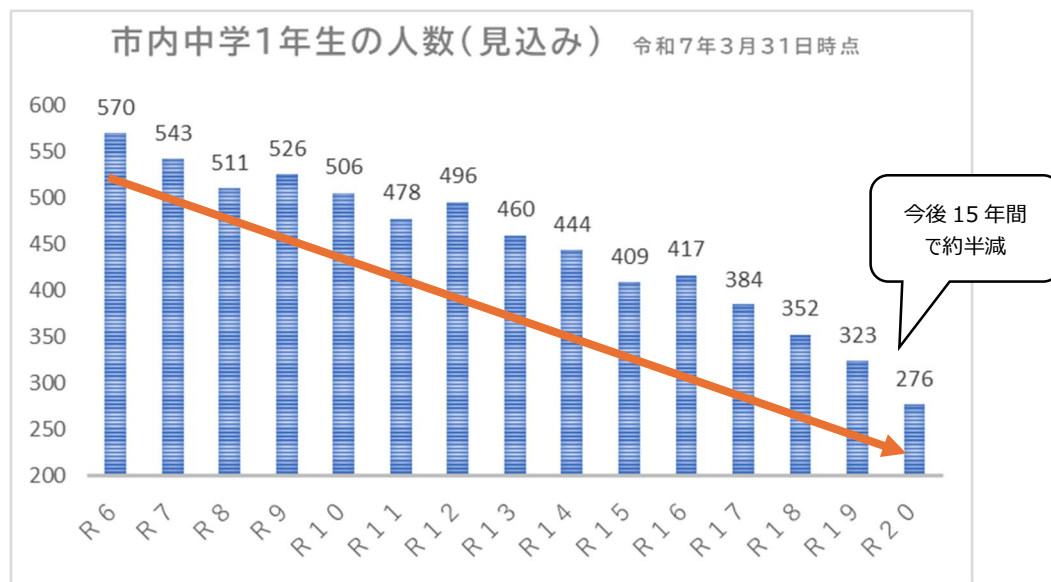
目次

1	部活動の現状と課題（なぜ部活動改革を進めなければならないのか）	3
	（1）少子化による部員数の減少	
	（2）部活動の課題	
	（3）活動の場を地域へ展開	
	（4）学校部活動の地域移行（展開）に係るアンケート結果（一部抜粋）	
2	丹波市が目指す今後の部活動改革	6
3	基本方針及び地域移行（展開）スケジュール	7
	（1）基本方針	
	（2）地域移行（展開）スケジュール	
4	丹波市地域クラブ	8
	（1）丹波市地域クラブとは	
	（2）丹波市地域クラブの承認要件	
	（3）適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	
	（4）学校との連携	
5	丹波市地域クラブの活動推進に向けて	11
	（1）推進体制	
	① 改革推進・実行期間（令和 10 年度まで）	
	② 改革完了期間（令和 11 年度以降）	
	（2）支援制度	
	① 部活動地域展開支援事業（令和 12 年度まで）	
	② 令和 13 年度以降の支援制度	
6	関係資料	13

1 部活動の現状と課題（なぜ部活動改革を進めなければならないのか）

（1）少子化による部員数の減少

全国的に人口減少が続き、少子化が進行する中、丹波市においても下表のとおり生徒数は減少傾向にある。各中学校においても、部員数が大幅に減少し、主に多人数で行う種目（軟式野球、サッカー、ソフトボール、吹奏楽等）の活動を従来通りに行うことが難しい状況が予想される。



（2）部活動の課題

生徒数の減少に伴い、学校規模が縮小するため、配当される教員の数も減少する。そのため、部活動の顧問を適正に配置できなくなり、各校の部活動数の減少や活動の低下が懸念される。また、一部の部活動では、顧問である教員に競技や活動種目の経験がなく、専門的な知識を欠くため、技術面での指導が難しい場合もあり、今後もこの傾向は続くことが予想される。このほか、休日の部活動指導や大会等への引率、運営への参画等、顧問である教員の時間外勤務や業務負担は社会的な課題となっている。

（3）活動の場を地域へ展開

このように、中学校の部活動をこれまでと同じ体制で運営していくことが困難な状況にあり、持続可能な新たな活動として広く地域に展開することが求められている。学校部活動を地域に展開することで、生徒は多世代と交流することが可能となり、その結果、多様な価値観に触れ、学びの多い活動となることが期待される。

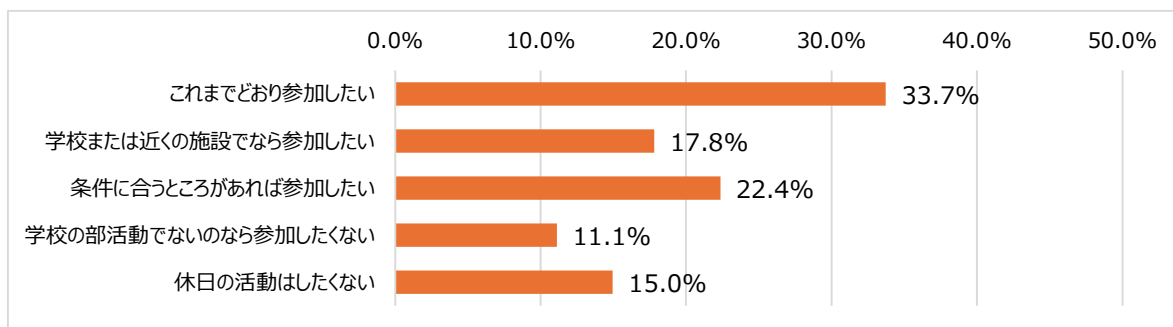
（4）学校部活動の地域移行（展開）に係るアンケート結果（一部抜粋）

実施 令和7年1月～2月

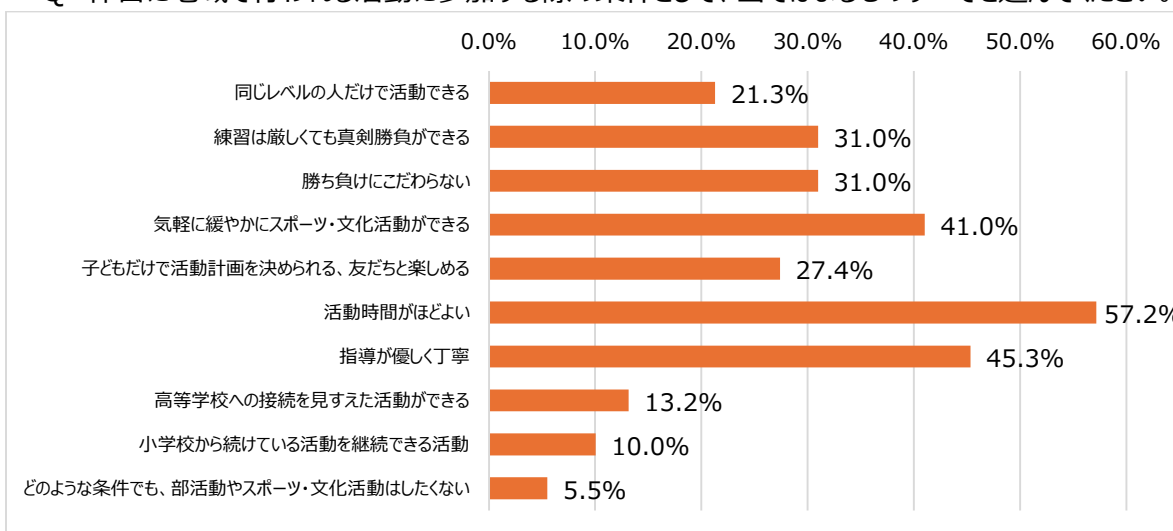
対象 小学生（5・6年）、中学生（1・2年）、その保護者、小中学校教職員

中学生（１・２年） 回答数 836 人

Q 休日の部活動が地域で行われる活動になった場合、当てはまるものを１つ選んでください。

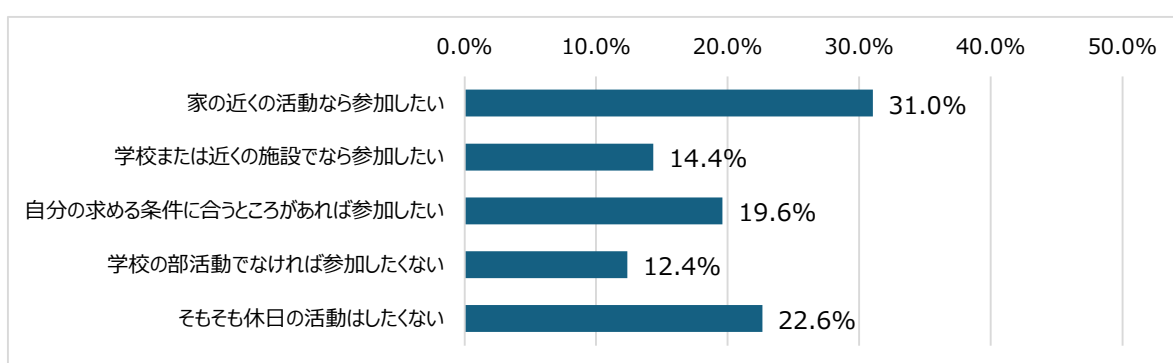


Q 休日に地域で行われる活動に参加する際の条件として、当てはまるものすべてを選んでください。



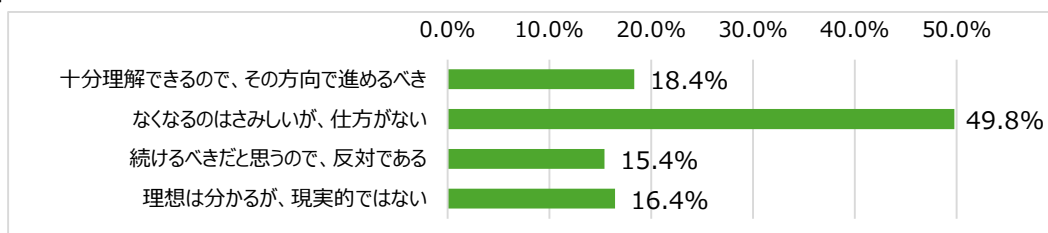
小学生（５・６年） 回答数 857 人

Q 休日の部活動が地域で行われる活動になった場合、当てはまるものを１つ選んでください。

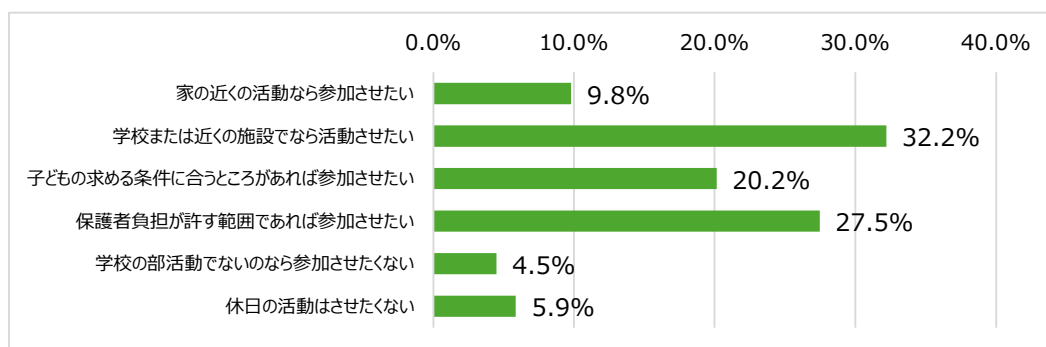


保護者 回答数 888 人

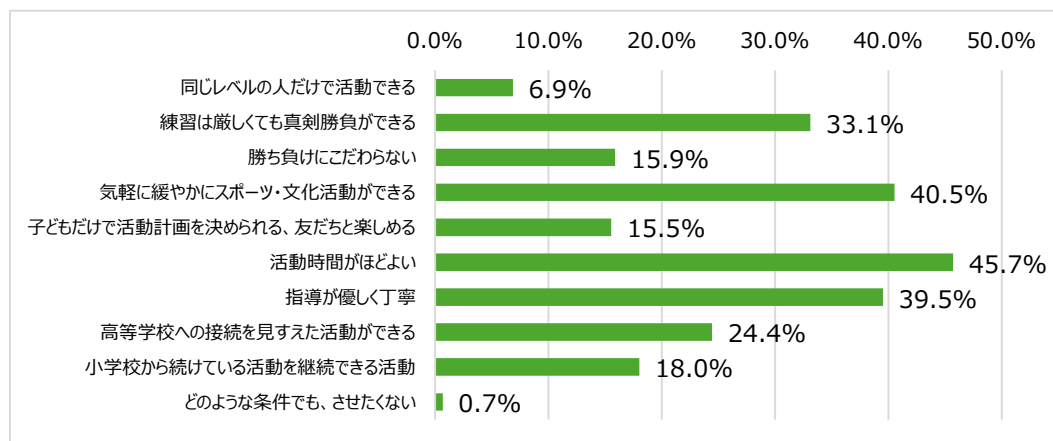
Q 休日の部活動が地域で行われる活動になった場合、当てはまるものを1つ選んでください。



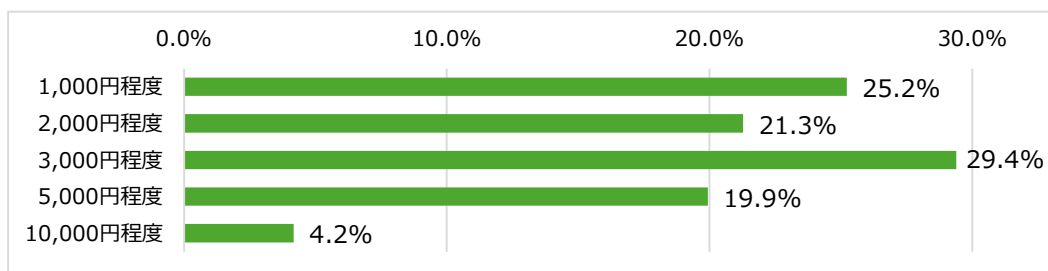
Q 休日の部活動が学校の活動ではなくなった場合、お子様を地域のスポーツや文化活動に参加させたいですか。当てはまるものを1つ選んでください。



Q あなたは、どのような条件なら、お子様に部活動や地域のスポーツ・文化活動をさせたいですか。当てはまるものすべてを選んでください。



Q お子様を休日の地域で行われる活動に参加させるとしたら、月あたりどのくらいの費用負担（上限）が可能ですか。



2 丹波市が目指す今後の部活動改革

部活動は、これまでスポーツ・文化芸術に興味・関心のある生徒が、自主的・自発的に参加し、体力や技能の向上を図るだけでなく、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係を構築することや、自己肯定感、責任感、連帯感を育む活動として教育的意義を担ってきた。

しかし、児童生徒数の減少による部活動数の維持の困難さ、経験のない教員が指導せざるを得ない現状や教員にとっての過重な業務負担など、これまでと同じ形で部活動を継続することが難しく、改革が求められている。

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（R4：スポーツ庁・文化庁）には、「学校部活動の地域移行は、『地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。』という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。その際、前述した学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。」とある。

さらに、「兵庫県部活動地域移行推進計画」（R6：兵庫県）には、「部活動の地域移行は、単に学校から部活動を切り離すということではなく、地域全体でスポーツ・文化芸術活動に親しめる社会の実現をめざし、地域の環境整備や機運の醸成を図ることが重要になる」とある。

丹波市においても、部活動改革を、学校と地域の連携・協働による地域ぐるみでの人づくりの好機ととらえ、子どもたちのニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動に親しめるよう、一人ひとりの「やりたい」が実現できる環境整備をすすめる。

3 基本方針及び地域移行（展開）スケジュール

(1) 基本方針

- ・ 令和 8（2026）年 9 月以降、休日の教員による部活動指導を終了し、丹波市地域クラブ活動（以下「地域クラブ」という。）へ地域移行（展開）をすすめる。
- ・ 改革完了期間である令和 11（2029）年～令和 13（2031）年の間に、すべての学校部活動を終了し、地域クラブへ地域移行（展開）する。

※休日の学校部活動終了以降、大会等へは、原則、休日に活動している地域クラブから参加する。

※大会や種目によって参加規定は異なるため、確認が必要。

(2) 地域移行（展開）スケジュール

① 改革推進・実行期間（令和 7 年度～10 年度）

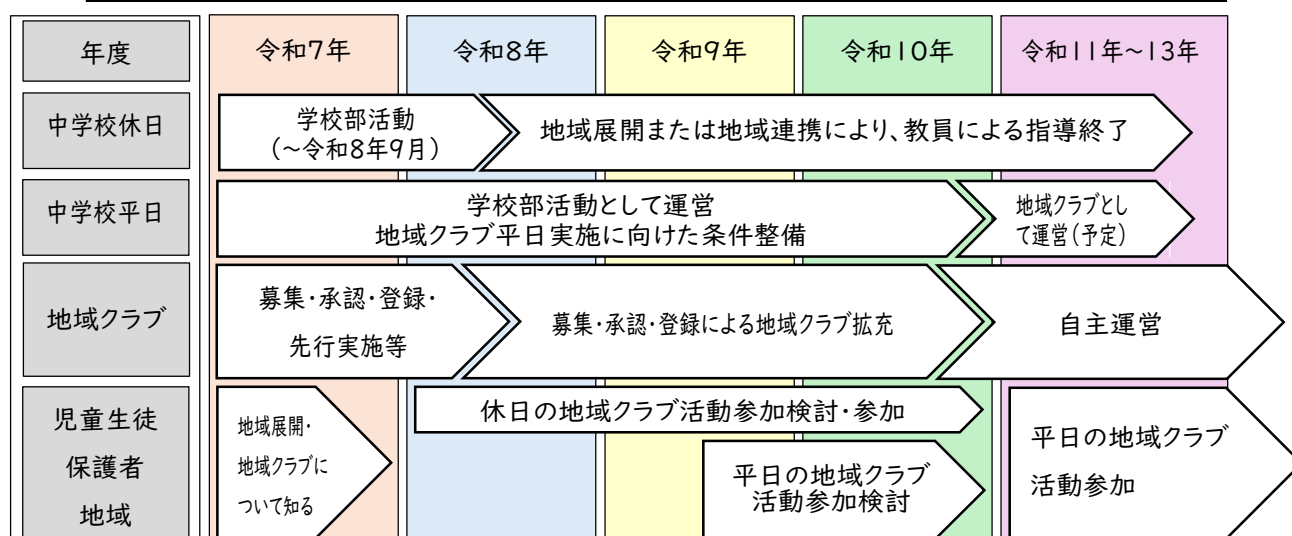
丹波市は、改革推進・実行期間（令和 7 年度～10 年度）において、部活動の地域移行（展開）にかかる課題の把握を行い、関係機関等との連携により、課題解決に取り組み、運動部、文化部共に地域クラブの設立を推進・支援する。

また、学校や児童生徒・保護者、地域に対して、中学校におけるスポーツ・文化芸術活動の地域移行（展開）について広報・周知する。

② 改革完了期間（令和 11 年度～13 年度）

丹波市は、平日を含めた学校部活動を終了し、中学生のニーズに応じたスポーツ・文化芸術活動が地域で展開される環境を整える。

- ・ 教職員が指導を望む場合は、兼職兼業の許可を得て地域クラブに携わることができる。
- ・ 改革推進・実行期間の休日の活動において、部活動指導員による指導は継続する予定である。
- ・ 地域団体とのマッチングが完了した学校部活動の種目から、順次、地域クラブとして移行（展開）する。
- ・ 今後の国・県の新たな動きに応じて、本スケジュールを見直す。



4 丹波市地域クラブ

(1) 丹波市地域クラブとは

生徒の自主的・自発的な参加によりスポーツ・文化芸術活動に係る活動を行うもので、学校管理外における地域の指導者の下で行う社会教育の一環として捉えることができるものとして、丹波市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものである。各中学校において平日に実施する運動部・文化部活動の種目を基本とし、単に技能の向上だけでなく、体力向上や健康増進、自主性・協調性・連帯感などの涵養を図ることができる内容を柔軟に確保するものとする。

(2) 丹波市地域クラブの承認要件

- ☐ 原則、市内で活動を行う。（対外試合や大会等の参加は除く）
- ☐ 全ての生徒に公平な機会が提供できるよう、経済的な背景にかかわらず活動に参加できるような配慮を行うこと。
- ☐ 指導者は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、1単位クラブあたり複数名（2名以上）を配置する。
- ☐ 教育委員会が定める「丹波市における中学校部活動の地域移行（展開）基本方針」を理解し、それに則ったクラブ活動運営を行う。
- ☐ 地域クラブに参加を希望する中学生は、全て受け入れる。
- ☐ 指導の際には、技術指導のみに重点を置くことなく、指導者と生徒、生徒同士の人間関係を深めたり、心の成長を促したりすることができるような配慮を行う。
- ☐ 参加する個々の生徒の実態に応じた適切な指導を行う。
- ☐ 適切な休養日や活動時間、体罰等の禁止等、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」の内容を遵守する。
- ☐ 安全管理を徹底し、万が一事故があった場合は、責任をもって適切に対応する。
- ☐ 学校と良好な関係を築き、連携を図る。
- ☐ 生徒の個人情報等について、取扱に関するルール作りや取扱担当者の設定等により、適正な管理に向けた体制を整備する。

(3) 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

① 参加者

地域クラブに参加を希望する市内在住のすべての生徒が対象

(学校の教育課程とは完全に切り離れたもののため、参加については自由選択)

② 実施主体

ア 地域スポーツ・文化芸術団体

丹波市の持続可能な地域クラブの推進に寄与する団体として、教育委員会の承認を受けることとする。教育委員会は、関係機関や関係者等の協力を得ながら、承認した地域クラブの実施主体の整備・充実を支援する。

イ 関係者間の連携体制の構築

クラブの創立、社会教育団体との連携や運営を支援する部署を教育委員会に設置し、地域クラブとの連絡体制を整備する。また、活動の実施主体は活動中のケガや事故、生徒間トラブル等の対応を含む管理責任について明確にし、参加者やその保護者の共通理解を図ることとする。

③ 指導者

ア 指導者の育成と資質向上

指導者は、生徒の安全・健康管理等を確保するため、研修に取り組み、指導者としての資質向上を図る。指導者に暴言やハラスメント等の問題となる行動が見られた場合、本人及び運営団体が責任を負うこととなる。そのため、地域クラブの実施主体は、相談窓口の設置や相談体制を整備するほか、公平・公正に対処すること。

イ 適切な指導の実施

指導者は、生徒と十分なコミュニケーションを図りつつ、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為の根絶に努める。

活動に取り組む時間については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月：スポーツ庁、文化庁）」に示す以下の活動時間等を原則とし、適切な休養日を設定する。

○ 1日の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は、原則3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

○ 週当たりの休養日

学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の平日に振り替える。）

○ その他

上記の活動時間について、大会や練習試合（その前も含む）は除くものとするが、生徒や指導者の過度な負担とならないように活動計画を工夫する。地域クラブの実施主体は、活動が可能な環境基準として、暑さ指数（WBGT）等の客観的な数値を示すこととする。

ウ 指導者の確保

地域クラブの実施主体は、競技・種目や指導の経験がある指導者及び兼職兼業の許可を得た教職員等の人材を活用し、地域クラブが適切に運営できる数の指導者を確保することとする。

地域クラブの実施主体において、教職員を指導者として採用する際には、異動等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意すること。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認については、適切な勤務管理に努める。（「副業・兼業の促進に関するガイドライン」：厚生労働省）

④ 活動場所

地域クラブの活動場所については、休日においても開放可能な学校施設や丹波市立関係施設（グラウンド、体育館、テニスコート等）を積極的に活用するようにする。

地域クラブの実施にあたって必要となる備品は、学校を活動拠点にする場合、学校備品を共用していくことを可能とする。（破損等があった場合には、団体責任者が破損届を当該学校長に提出する。）

⑤ 地域クラブに係る経費等について

地域クラブの運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、会費を徴収することができる。

地域クラブの実施主体は、公正かつ適正な会計処理を行い、運営の透明性確保のため、関係者への情報開示を適切に行うこととする。

⑥ 保険の加入

地域クラブの実施主体は、参加する生徒や指導者等に対し、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険等へ加入するものとする。（加入手続きは、地域団体で行う）

(4) 学校との連携

① 兼職兼業制度等の整備

丹波市立小・中学校に勤務する者で、地域クラブの指導等に携わることを希望する教職員は、別途定める兼職兼業の申請を行い、教育委員会の許可を得ることとする。

その際、勤務時間や給与の取扱いに関する問題が生じることがないように、『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教職員等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年：文部科学省初等中等教育企画課長通知）に基づくこととする。

② 「服務」及び「地域クラブでの指導」の区別

教職員等が地域クラブでの指導に従事する際、その役割が教育公務員としての服務ではなく、地域の一員として指導していることを地域や市民に周知し、理解を求める。

5 丹波市地域クラブの活動推進に向けて

(1) 推進体制

① 改革推進・実行期間（令和7年度～令和10年度）

部活動の地域展開を円滑に進め、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保することを目的に、教育委員会内に部活動地域展開担当を置くとともに、以下の役割を担う。

ア 情報収集・整理

部活動の地域展開に関する国や県の動向、他自治体の取組、関係機関等からの情報を収集・整理し、教育委員会内や関係団体等と共有する。

イ 計画策定・推進

市の推進計画や方針に基づき、具体的な実施に向けたスケジュールや体制を構築する。

ウ 関係機関との連携

地域のスポーツ団体や文化団体等、関係機関と連携し、協議・調整を行う。

エ 財政政措置・予算管理

補助金や委託費等、移行に必要な財政措置や予算を管理し、円滑な移行を支援する。

オ 情報発信・広報

地域展開に関する情報を、児童生徒、保護者、学校、地域住民に対して分かりやすく発信し、理解と協力を求める。

カ 課題解決

「部活動の地域展開に向けた庁内会議」を設置し、指導者の確保や施設利用、費用負担等、移行過程で生じる課題に対して、関係機関と連携して解決に努める。

② 改革完了期間（令和11年度～令和13年度）

部活動の完全地域移行（展開）に向け、教育委員会内の部活動地域展開担当は以下の役割を担う。

ア 地域人材の確保・育成

地域住民の中から地域クラブ活動を指導できる人材の発掘及び研修による指導力向上を支援する。

イ 地域クラブ活動の運営団体の確保

地域スポーツクラブやNPO法人等、地域クラブを運営する団体を支援し、設立を促進する。

ウ 指導体制の構築

平日の学校部活動と休日の地域クラブが連携し、一貫した指導体制を構築できるよう、学校や地域の関係機関と協力する。

エ 学校と地域の連携体制の構築

学校、地域団体、保護者等が連携し、生徒のスポーツ・文化活動の環境を整備するための協働体制を構築する。

オ 生徒のニーズに応える

生徒の多様なニーズに応じて、「やりたいこと」が主体的に選択できる環境の確保に努める。

カ 費用負担の整理

指導者の謝金や施設利用料等の地域クラブに伴う費用の負担割合を明確にし、公平な負担体制を検討する。

すべての学校部活動を終了し、地域クラブへ地域移行（展開）した後、部活動地域展開担当を丹波市まちづくり部文化・スポーツ課に置くとともに、上記の役割を担う。

(2) 支援制度

① 部活動地域展開支援事業（令和 12 年度まで）

部活動を地域展開するにあたり、地域クラブの創設を推進するため、当面必要となる経費（指導者謝金・交通費等費用弁済・備品の購入・会場の使用等に要する経費その他市長が必要と認める経費）に対して、期限付きで運営資金の補助を行う。

② 令和 13 年度以降の支援制度

地域クラブ完全実施に伴い、国や県、他の自治体の動向に注視しつつ、受益者負担と公費負担のバランス等の費用の在り方について、必要に応じて検討する。

6 【関係資料】

国（文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省）

- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」
（令和4年12月）
- ・「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和7年3月）
- ・「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ
（令和7年5月）
- ・「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼
職兼業の取扱い等について（通知）」（令和3年2月）
- ・公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）

兵庫県

- ・「兵庫県部活動地域移行推進計画」（令和6年7月）